

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について（通知）

昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正
昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号
昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号
昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号

毒物及び劇物の廃棄に伴う保健衛生上の危害を防止するため、今般、別添 1 のとおり、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する具体的な基準を定めたので、下記事項に十分留意され、関係各方面に周知徹底を図られたい。

記

- 1 毒物及び劇物（以下、「毒劇物」という。）の廃棄については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 15 条の 2 の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 40 条において、その技術上の基準が定められているところであるが、別添 1 の「毒物及び劇物の廃棄に関する基準」（以下「基準」という。）は、これらの規定を実施するために、毒劇物の品目毎に具体的な方法を定めたものであること。
- 2 廃棄に際しては、あらかじめ、作業計画及び作業責任者を定め、廃棄は、当該作業計画に従い、かつ、当該作業責任者の監督のもとに行うこと。
- 3 作業責任者は、当該毒劇物の廃棄に関し十分な化学的知識と技能を有する者をあてること。
- 4 作業計画は、水質汚濁防止法等関連諸法令の規定等を十分考慮して作成すること。
なお、今回定めた廃棄方法により生ずる生成物及びその検定法については、別添 1 のとおりであること。
- 5 廃棄処理の際における作業者の安全を確保するための保護具の着用については、別添 2 の保護具が考えられること。
- 6 別添 1 の基準中の用語については、次のとおりであること。

(1)アフターバーナー (Afterburner)

焼却炉、エンジン等の排気ガス中の HC(炭化水素)、CO 等を再燃焼させるために用いられる装置

(2)スクラバー (Scrubber)

水又は他の液体を利用して排気ガス中の粒子及び有害ガスを分離捕集する集じん装置。液体を含じんガス中へ分散させ、粒子と液滴との衝突、増湿による粒子相互の付着凝集、液膜による捕集粒子の再飛散防止、凝縮による粒径の増大等による粒子の捕集並びに有害ガスの吸収を容易にした装置である。

(3) 活性汚泥法 (Activated Sludge Process)

生物学的廃水処理法の一つで、排水中の有機物を好気性微生物の作用で分解除去する方法である。

排水中に空気を通し(曝気)、微生物の作用により有機物を分解させる。繁殖した微生物は凝集してフロック状の汚泥となり、これを沈降分離すると排水は透明な処理液となる。この方法は、廃水中の BOD の除去に有用である。

7 廃棄に際して、引火性、発火性等の物性を有する毒物又は劇物については、その危険性を十分考慮し作業すること。